

令和4年度 予算編成方針

市長

1. 経済の状況と国の動向

内閣府が公表した8月の月例経済報告によれば、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している」とされ、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」とされている。

このような経済情勢の中、令和3年7月に閣議了解された国の「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、①年金・医療等の社会保障費は高齢化等に伴う自然増として6,600億円を加算した額の範囲内、②地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意すること、③義務的経費は前年度当初予算額の範囲内、④その他の経費では前年度当初予算の9割の範囲内で要求とされたところである。

上記方針により、地方財政については、総務省の概算要求において、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたほか、

- ・「防災・減災対策及び国土強靱化の推進」
- ・「地方分権改革の推進及び財政の健全化」
- ・「国・地方公共団体間の財政秩序の確立」
- ・「新型コロナウイルス感染症の克服等に向けた取組の推進」
- ・「デジタル・ガバメントの確立等に向けた取組の推進」（マイナンバー制度の活用、行政手続のオンライン化、地方公共団体の情報システムの統一・標準化）
- ・「公共施設等の適正管理の推進」（個別施設計画に基づく老朽化対策等）

などを各府省に対し地方財政措置について申入れを行った。

令和4年度においては、これらの国の経済財政運営の考え方や人づくり革命、地方創生、働き方改革など、本市の行財政運営に大きな影響を与える取り組みを注視し、適時適切に対応していく必要がある。

2. 千曲市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況は、令和2年度普通会計決算で見ると、歳入では、市税が市民税の減などにより2億2,278万6千円(2.9%)の減収、地方交付税については、普通交付税が、2,058万2千円(0.3%)、特別交付税では、災害分が減額されたことにより、8億2,277万3千円(52.6%)の減収、計8億4,335万5千円(10.7%)の大幅減となり、主要一般財源収入の総額は9億3,736万千円(5.2%)の減収となった。

歳出では、一般財源ベースで義務的経費とされる人件費が6億3,353万3千円(19.1%)の増、扶助費で6,612万6千円(5.3%)の減、公債費においては8,168万3千円(2.8%)の減となり、義務的経費の計で4億8,572万4千円(6.5%)の増となった。

市税をはじめとする経常的な一般財源の減収に加え、会計年度任用職員制度の導入により人件費が増加したことなどにより、経常収支比率は前年度と比べ0.7ポイント悪化し92.0%となり、依然として財政の硬直化が懸念される状況にある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその影響は継続しており、これらの収束に向けて新型コロナワクチンの効果が期待されているところではあるが、その時期を明確に見通すことは難しい状況にある。

このような中で、停滞した経済活動や疲弊した地域経済の回復には時間がかかるとみられ、市税を中心とした歳入は大きな伸びは期待できない一方で、歳出については、少子高齢化の進行による社会保障関係経費や、大型事業の推進による公債費の増加等に加え、公共施設の老朽化に伴う更新費用が必要となるなど、新たな行政需要や従来の事業に要する一般財源の確保が相当厳しい状況になることが見込まれる。

3. 予算編成における基本方針

こうした極めて厳しい財政状況の中、令和4年度においては、現在策定作業を進めている「第三次千曲市総合計画」に基づく、新たな千曲市の将来像に向けたスタートの年度と位置づけ、計画された各種施策の着実な推進による地域の発展と住民福祉の向上を目指すものとする。

一方で、将来にわたって安定した行財政運営を行っていくためには、今後ますます予想される厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、千曲市公共施設等総合管理計画の確実な取組及び事務の効率化や各種制度・体制の見直しなど様々な課題に取り組み、更なる事務事業の見直しによる経費の削減が求められる。

令和4年度予算は、新型コロナウイルス感染症の対応に全庁一丸となって取り組むとともに、将来を見据えた施策への重点投資と財政規律のバランスを図りながら、「選択と集中」を徹底し、メリハリのある予算とするため、次の考え方に基づいて予算編成を

進めるものとする。

(1) 長期化する新型コロナウイルス感染症に対する取り組み

- ・市民の命と健康を守るための新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取組
- ・市民生活と地域経済の回復に向けた取組

(2) 安全・安心なまちづくりの取り組み

- ・防災と減災を実現し、災害に強いまちづくりの推進
- ・復興計画の着実な推進
- ・障がい者・高齢者の安心な暮らしを支える支援策
- ・防犯・交通安全を推進する取組

(3) SDGsの理念を踏まえた持続可能なまちづくり

- ・SDGsの理念「誰一人取り残さない」まちの実現に向けた施策の展開
- ・脱炭素化社会の実現に向けた取組
- ・子育て支援、教育の充実、高齢者・障がい者を孤立させないまちづくり

(4) デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

- ・行政事務の効率化・住民の利便性の向上のためにデジタル技術を活用した取組
- ・ICT、IoT、AIなどの先端技術導入につながる取組

(5) 持続可能な行財政基盤の構築

- ・「稼ぐ工夫・ムダの排除」の強化と安定した自主財源の確保
- ・「千曲市公共施設等総合管理計画」の確実な取組

4. 予算編成に際しての留意点

上記の基本方針を踏まえ、具体的に以下の点に留意し、予算編成を進めるものとする。

I 主要施策の着実な推進

- (1) 厳しい財政状況や人口減少が進む中で、時代に応じたまちづくりを進めるため、市内外に向けた情報発信と情報収集は大変重要であることから、全庁横断的な情報発信・収集を向上させる事業の推進を図ること。
- (2) 実施計画に位置付けられた事業の予算化を優先し、計画を推進していくこととするが、限られた財源の中、計画された事業をさらなる精査のうえ、予算要求を行うこと。
- (3) 第三次千曲市総合計画では、①災害に強く、安全で安心な暮らしができるまち、②千曲っ子が元気に育つ、生涯学びのまち、③支え合い、かかわり合い、だれもが健康で活躍するまち、④千曲の特色を磨き上げ、賑わいと活力あるまち、⑤輝かしい歴史文化の伝承と、新たな文化を創造するまち、⑥未来に繋げる自然と共生するまち、⑦一人ひとりが輝く、協働で創るまち、の7つを基本目標としているが、これらを実現するための施策については、施策の優先順位を明確化させる

など、各担当部局と緊密な連携を図ること。

II 財政規律の堅持

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前例が通用しない危機的状況であるという認識に立ったうえで、事業の中止、休止、延期など徹底した事務事業の見直しに取り組み、従来の予算は確保できないという前提で、全事業においてゼロベースで見直しを行うこと。
- (2) 公共施設個別施設計画の事業については、計画事業を遅延なく進め、確実に実行するよう努めること。また、事業の現状把握と進捗管理を行い、必要に応じて状況変化に応じた対策を講じること（監査委員指摘事項）
- (3) 令和2年度に策定した「第5次千曲市行政改革大綱」の基本理念に基づき、行財政改革に資する取組を推進するとともに、行政の責任分野や市の果たすべき役割、住民間の公平性、費用対効果、行政コストなどを常に意識し各事業の見直しを行うなかで、さらなる経費の節減を図ること。
- (4) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を厳しく見極め、スクラップ・アンド・ビルドの原則に基づき、既存の事務事業の見直しにより所要財源を捻出することを原則とするが、必要な事業の要求に当っては、国・県等の補助施策等を活用、また、適正な受益者負担を求めるなど特定財源を確保し、一般財源の縮減に努めること。
- (5) 将来的に市財政の基盤強化につながる施策（自主財源涵養策）については、積極的な推進を図ること。

5. 予算要求基準

経費区分		要求基準
経常的経費	義務的経費等 (人件費(職員・議員)、扶助費、公債費、一部事務組合負担金、特別会計繰出金等)	積算根拠を明確にし、必要額を計上すること。
	その他経費	原則として、「臨時的経費のその他経費(実施計画に計上したもの以外)」と合わせ前年度当初予算額の範囲内とすること。
臨時的経費	投資的経費 (設計監理委託料、工事請負費、補償費・用地購入費)	実施計画に計上したものについては、その内示額の範囲内とすること。それ以外については、前年度当初予算額の95%以内に抑制すること。
	その他経費 (基金積立金等を除く)	実施計画に計上したものは上記と同様とし、それ以外は、原則として、「経常的経費のその他経費」と合わせ前年度当初予算額の範囲内とすること。

* 上記についてはあくまで予算要求の基準であり、その後財政係の査定により更なる

減額もあり得ること。

(1) 歳入に関する事項

- ア 国・県の施策、制度はもちろんのこと、各種団体等の助成制度についても積極的に情報収集を行ない、既存事業についてもクラウドファンディングの活用など新たな財源確保に努めること。
- イ 市税については、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、引き続き徴収努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、税収の確保に努めること。
- ウ 国・県の補助金については、国や県の動向を踏まえ、市の施策を実施するうえで真に必要なものについては、積極的な確保に努めること。
- エ 地方債の発行については、後年度負担に十分配慮するとともに、原則として交付税措置のある起債を活用すること。
- オ 負担金、使用料、手数料については、住民の受益に応じた負担と公平性の確保の原則に立ち、滞納を放置せず、料金改定や減免規定等の見直しを実施し、適正な料金水準の確保に努めること。
- カ 市の未収債権については、債権管理条例に基づき、確実に未収金を減らすための対策を進めること。
- キ 未利用地については、売却または貸付の可能性を検証するとともに、有利な活用につながる取り組みを積極的に行い、財源の確保に努めること。

(2) 歳出に関する事項

- ア 義務的経費
 - 義務的経費及びこれに準ずる経費については、事務の改善、合理化等により極力縮減に努めること。
 - 会計年度任用職員は、効率的な業務執行体制の構築や事務事業の抜本的な見直しを行い、雇用人数及び事務従事時間などを精査し人件費の抑制に努めること。
- イ 国・県補助事業
 - 国・県の予算編成の動向を注視し、当市の実情に即した効果と必要性のある事業の選択、導入及び新規の国庫補助金の掘り起こしに努めること。また、単独事業と組み合わせる場合は、事業効果を一層高めるよう配慮すること。
 - 廃止・縮減された国庫補助金等を単に市費へ振り替える要求は行わないこと。
 - 国・県の補助事業といえども、安易に対応することなく、その必要性・効果等を十分に検討すること。
- ウ 市単独事業
 - 厳しい財政状況にあるため、事業の選択は事業効果、緊急性、将来の財政負担等

を検討するとともに事業の重点化を図ること。

特に、将来的なランニングコストが増大するような事業立案は厳に慎むこと。

- 国・県補助事業と組み合わせる場合は、補助事業との整合を図るとともに、コスト削減など効率化に努めること。

エ 補助金・負担金

- 社会情勢の変化に伴い、役割分担の在り方、必要性（市民ニーズ）、効率性（コスト削減の余地）等の観点から全面的な見直しを行い、廃止、縮小、終期の設定等の措置を講ずること。
- 負担金については、効果の少ないものについては脱会等の見直しを行うこと。
- 新たな補助金制度を設けたものの全く利用されていない事例や多額な内部留保資金を抱え、交付された補助金の大半を繰越している団体も見受けられたことから、団体の事業計画、資金計画等十分精査のうえ、従来どおりの額を漫然と交付（予算要求）することのないよう厳格な対応に努めること。（監査委員指摘事項）

6. 特別会計に関する事項

- (1) 本方針に準じて予算を編成すること。
- (2) 予算編成にあたっては、各特別会計の性格を踏まえつつ、「独立採算の原則」を十分認識し、使用料・保険料などの市民負担の適正化を念頭に財源の確保を図ること。
- (3) 将来にわたる的確な収支見通しを定め、安易に財源不足を一般会計からの繰り入れで補てんすることのないよう、徹底した業務経営の合理化に徹し、健全財政を堅持すること。